

専決処分の承認について (青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

1 専決処分について

- 「令和 7 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が、令和 7 年 3 月 31 日に成立、公布された。
- 今回の改正では、令和 7 年 4 月 1 日から施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、軽自動車税種別割に係る規定を改正するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 3 月 31 日に専決処分により「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 専決処分による改正項目について

二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

〔施行期日：令和 7 年 4 月 1 日〕

- 総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kw(50cc 相当)以下に制御したバイク（新基準原付）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。

- 現行の 50cc 原付バイクは、令和 7 年 11 月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

【参考】原付バイク（二輪の原動機付自転車）の税率区分

総排気量	最高出力	現行	改正案
125 cc以下	4.0kw 以下	—	2,000 円/年
50 cc以下	—	2,000 円/年	2,000 円/年
50 cc超 90 cc以下	—	2,000 円/年	2,000 円/年
90 cc超 125 cc以下	—	2,400 円/年	2,400 円/年

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
(種別割の税率) 第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 原動機付自転車 イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（<u>ハ及びホに掲げるものを除く。</u>） 年額 二千円 ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円 <u>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額 二千円</u> 二 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円 <u>ホ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）</u>	(種別割の税率) 第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 原動機付自転車 イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（<u>二</u>に掲げるものを除く。） 年額 二千円 ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は _____ 定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円 <u>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百円</u> 二 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）

改正後	改正前
で、総排気量が〇・〇ニリットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円 二及び三 〔略〕 (種別割の減免) 第百十一条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 一から四まで 〔略〕 五 原動機の総排気量又は定格出力(第百六条第一号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力) 六から八まで 〔略〕 3 〔略〕	で、総排気量が〇・〇ニリットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 三千七百円 二及び三 〔略〕 (種別割の減免) 第百十一条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 一から四まで 〔略〕 五 原動機の総排気量又は定格出力_____ _____ _____ 六から八まで 〔略〕 3 〔略〕